

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日に当たるときは、)

昭和五十六年九月二十五日

鳥取県知事 平 鴻 三

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員勤務評定規程(昭和五十年十月鳥取県訓令第四号)の一部を
次のように改正する。

目 次

◆訓 令 鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令

◆告 示 生活保護法による医療機関の指定

◆選管告示 保険医療機関等の指定

◆選管告示 土地改良事業計画の適否決定(二件)

森林病害虫等防除法による松くい虫の駆除命令

開発行為に関する工事の完了(三件)

選挙管理委員会の招集

参議院地方選出議員補欠選挙における立会演説会の開催
催計画に関する意見の聴取

鳥取県訓令第七号

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

部 係 課	次 長
長 長 長	局 場 校 院 園 所
次 長	長 長 長 長 長 長
局 場 校 院 園 所	長 長 長 長 長

を

係 課	次 長
長 長	局 校 院 園 所
次 長	長 長 長 長 長
局 校 院 園 所	長 長 長 長 長

に、

別表中	課 長 补 佐
廣 報 室 長	廣 報 室 長
縣 営 林 室 長	廣 報 室 長
老人福祉対策室長	課 長 补 佐

に、

昭和56年9月25日 金曜日

鳥取県公報

水産	林業	種畜	農業	蚕業	果樹	野菜	畜産	中小家畜	試験場
試験	試験								
場	場	場	場	場	場	場	場	場	場
栽培	林業	種畜	農業	蚕業	果樹	野菜	畜産	中小家畜	試験場
漁業	試験	試験							

を

栽培	林業	種畜	農業	蚕業	果樹	野菜	畜産	中小家畜	試験場
試験	試験								
場	場	場	場	場	場	場	場	場	場
栽培	林業	種畜	農業	蚕業	果樹	野菜	畜産	中小家畜	試験場
漁業	試験	試験							

に改める。

職員	右以外の	分場長	次長を置かない機関にあつては、機関の長
部	課	長	次長を置かない機関にあつては、機関の長
分場長	長	長	長
局	校	院	園
長	長	長	長

職員	右以外の	部長	次長を置かない機関にあつては、機関の長
部	係	課	次長を置かない機関にあつては、機関の長
分場長	長	長	長
局	校	院	園
長	長	長	長

この訓令は、昭和五十六年十月一日から施行する。

附 則

告 示

鳥取県告示第八百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十一年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十六年九月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
やまね長生堂薬局	鳥取市片原四丁目一一四ノ一	昭和五十六年九月四日
星野歯科医院	鳥取市青葉町二ノ一六七	昭和五十六年九月八日

鳥取県告示第八百七十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和56年9月25日 金曜日

鳥取県公報

第5293号

昭和五十六年九月二十五日

鳥取県知事 平 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日					
入江内科医院	鳥取市西町二丁目二二二	昭和五十六年九月一日					
産科婦人科大石医院	鳥取市鍛治町五三	"					
山崎内科医院	鳥取市立川町六丁目一五〇						
橋本外科医院	鳥取市大代壱本木二〇四一三	昭和五十六年九月六日					
中村 医院	米子市上後藤八〇一五	昭和五十六年九月十四日					
医療法人勤誠会	米子市日原三一九一	昭和五十六年九月一日					
米子病院	米子市博労町三丁目八〇一一	"					
米子医療生活協同組合米子診療所	米子市八東町大字才代一八一	"					
尾崎 医院	八頭郡智頭町智頭一五一〇一一	昭和五十六年九月十四日					
大 様 医 院	東伯郡赤崎町赤崎一九二〇一三三	昭和五六年九月一日					
赤崎町国民健康保険赤崎診療所	東伯郡閏金町閏金宿一五一五	"					
佐々木 医院	鳥取市吉方二丁目五五一	"					
涌島歯科医院	鳥取市二階町二丁目一二〇	"					

谷口歯科医院	鳥取市扇町八六						
岸本歯科医院	鳥取市榮町六二六						
地原歯科医院	鳥取市本町二丁目二一八						
熊谷歯科医院	鳥取市二階町二丁目二一六						
中本歯科医院	鳥取市茶町三一〇						
中村歯科医院	鳥取市末広温泉町四六三						
田本歯科わこう	米子市西福原五二五 わこう会館内						
樋口歯科医院	倉吉市新町二丁目二三七七	昭和五十六年九月十二日					
診療所	倉吉市明治町一〇二五一一	昭和五六年九月一日					
田中歯科医院	倉吉市瀬崎町二七六一	"					
諭訪部歯科医院	境港市外江町二〇六一	"					
小徳歯科医院	岩美郡岩美町浦富一〇三九一八	"					
岩美歯科診療所	八頭郡郡家町郡家六四七一	"					
井上歯科医院	八頭郡河原町河原五四一七	"					
谷口歯科医院	東伯郡東郷町大字松崎四四七	"					
吉井歯科医院	西伯郡会見町天万五三九	"					
中曾歯科医院		"					

富士屋薬局	鳥取市川端二丁目二二五		
有限会社大村薬	鳥取市片原三丁目二〇一		"
川口薬局	鳥取市立川町六丁目二四八	"	"
局 有 限 会 社 間 本 薬	鳥取市西倉吉町五九	"	"
局 有 限 会 社 木 下 薬	米子市日野町七	"	"
局 有 限 会 社 木 下 薬	米子市四日市町八七	"	"
稻田聰薬局	米子市紺屋町一	"	"
局 有 限 会 社 渡 部 薬	米子市四日市町八七	"	"
太郎薬局	米子市明治町一二一二	"	"
一郎薬局	米子市糀町二丁目一八	"	"
小坂薬局	米子市糀町二丁目一八	"	"
社 小林薬局 有 限 会	倉吉市明治町一〇三二一六	"	"
尾崎薬局	倉吉市上井三〇七	"	"
局 有 限 会 社 ホ シ 薬	倉吉市大正町一〇七九	"	"
局 有 限 会 社 富 谷 薬	倉吉市河原町一九〇四	"	"
局 有 限 会 社 本 町 薬	倉吉市本町一四一一	"	"
局 有 限 会 社 景 山 薬	境港市本町二	"	"

木島薬局	八頭郡若桜町下町三八〇	境港市本町三〇	境港市本町三〇	八頭郡智頭町大字智頭一六七六	八頭郡八東町大字富枝四八	八頭郡八東町大字富枝四八	"	"
森田薬局	八頭郡八東町大字宝木九一〇	氣高郡氣高町大字寶木九一〇	氣高郡氣高町大字寶木九一〇	"	"	"	"	"
島雄薬局	氣高郡鹿野町今市六二五一一	氣高郡青谷町青谷三八五七	氣高郡青谷町青谷三八五七	"	"	"	"	"
中原薬局	氣高郡氣高町大字勝見六九〇	東伯郡三朝町三朝九七二一六	東伯郡三朝町三朝九七二一六	"	"	"	"	"
福市薬局	東伯郡三朝町三朝九七二一六	西伯郡淀江町大字淀江八二三	西伯郡淀江町大字淀江八二三	"	"	"	"	"
三朝薬局	東伯郡三朝町三朝九七二一六	米子市上後藤六五六六四	米子市上後藤六五六六四	"	"	"	"	"
有限会社御船薬局	東伯郡三朝町三朝九七二一六	足立泌尿器科医	足立泌尿器科医					
藤井薬局	西伯郡淀江町大字淀江八二三	倉吉市新屋町一三三九一一	倉吉市新屋町一三三九一一	倉吉市上井一丁目八一七	昭和五十六年九月十五日	昭和五十六年九月十五日	昭和五十六年九月一日	科診療所
矢島医院	西伯郡淀江町大字淀江八二三	倉吉市新屋町一三三九一一	倉吉市新屋町一三三九一一	倉吉市上井一丁目八一七	昭和五十六年九月十五日	昭和五十六年九月十五日	昭和五十六年九月一日	倉吉病院附属歯科診療所

鳥取県告示第八百七十五号

昭和五六年七月七日付で國府町から申請のあつた土地改良（玉鉢地区暗きよ排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五六年九月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五六年九月二十五日

三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五六年九月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

羽合町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

鳥取県告示第八百七十七号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第一号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五六年九月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百七十六号

昭和五六年八月二十一日付で羽合町から申請のあつた土地改良（小君地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

三

昭和56年9月25日 金曜日

一 区域及び期間

1 区域

日野町及び日南町の区域を除く県下全域

2 期間

昭和五十六年十月十六日から昭和五十七年二月二十八日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の附着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布し、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその附着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行つた者で、損失補償を受けようとするものは、別に定める申請書を、速やかに、三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

鳥取県告示第八百七十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年九月二十五日

鳥取県告示第八百七十九号

鳥取県知事 平 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年七月一日 鳥取県指令受都計第百九十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市富益町字新開四

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市二本木九四九

山陰住研株式会社

昭和五十六年九月二十五日

鳥取県知事 平 鴻 三

代表取締役 杉山明尚

三

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

7 昭和56年9月25日 金曜日

鳥取県公報

第5293号

鳥取県告示第八百八十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年九月二十五日

鳥取県知事 平林鴻三

一 日時 昭和五十六年九月二十八日（月）午後一時
 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地
 三 議題 参議院地方選出議員補欠選挙について
 鳥取県選挙管理委員会委員室

一 開発許可の年月日及び番号
 昭和五十六年九月九日 鳥取県指令受都計第二百三十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市和田町字上灘東

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市上後藤五一十五

荒浜住設商事有限会社

代表取締役 荒浜頌雄

鳥取県選挙管理委員会告示第六十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百五十五条第三項の規定に基づき、近く執行される予定の参議院地方選出議員補欠選挙における立会演説会の開催計画について意見を聴くので、次のとおり鳥取県の区域内に主たる事務所を有する政党又はその支部の代表者その他関係人の参集を求める。

昭和五十六年九月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡部正夫

選挙管理委員会告示

一 日時 昭和五十六年九月二十八日（月）午前十時三十分
 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地

鳥取県選挙管理委員会告示第五十九号

昭和五十六年第十二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十六年九月二十五日